

平成29年度第7回三種町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時 平成29年11月9日（木）

午後1時28分～午後3時05分

場所 三種町役場本庁 第1会議室

出席者

審査会	会長	大庭	秀俊
	委員（会長職務代理者）	小玉	陽三
	委員	櫻田	悦郎
	委員	成田	隆道
	委員	渡部	整悦
実施機関（口頭説明のみ）		柿崎	留理子
事務局	総務課長	腰丸	豊
	総務課課長補佐	清水	真
	総務課主査	門間	淳子
	総務課主任	田村	慎一

会議の記録

午後1時28分 開会

大庭会長 ちょっと定刻より少し早いんですけども、第7回の三種町情報公開・個人情報保護審査会を始めさせていただこうと思います。

それで、今日の議題としては、まず前回の最後に少し問題にさせていただきました諮問第3号の審議で、情報公開条例第5条第1項第4号ですね、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するものという要件をどのように解釈するかというのが問題になっていたと思います。ここの部分が、今回諮問を受けた部分では一番重いところかなと思いますので、まずそのところから先に審議をしていこうと思います。

=====

審議案件

諮問第2号「公文書の公開決定に対する審査請求」

諮問第3号「公文書の部分公開決定に対する審査請求」

諮問第4号「公文書の不存在による非公開決定に対する審査請求」

審査請求に関する審議については、非公開とします。

非公開の理由

- ・ 個人に関する情報を含んでいるため。(三種町個人情報保護条例第 3 条)
- ・ 町の機関の意思形成に関する情報であるため。(三種町情報公開条例第 6 条第 4 号)

=====

大庭会長 今日のところは以上ですかね。

 あと何か、その他ということであれば。よろしいですか(「はい」の声有り。)
 次回はできるところまで、答申案を検討して出せるところまでやりましょう。
 諮問第 2 号の答申が出せればとりあえずは良いのではないのでしょうか。
 では皆様、お疲れ様でした。

午後 3 時 0 5 分 閉会

議事録確定 平成 3 0 年 2 月 2 2 日

三種町情報公開・個人情報保護審査会

会 長